

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	羽曳野市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び羽曳野市国民健康保険条例（昭和35年羽曳野市条例第172号）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社会保険加入、脱退等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対して、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額を合算して国民健康保険料額（年料額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険料の軽減及び減免を行う。 ・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢受給者証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に羽曳野市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. 国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 国民健康保険料システム 7. 滞納整理システム 8. 医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国保賦課ファイル (2) 国保資格ファイル (3) 国保給付ファイル (4) 国保収滞納ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 番号法 第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号法別表第一省令」という。)第24条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一省令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.情報提供 ①番号法 第19条 第8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 2.情報照会 ①番号法 第19条 第8号 別表第二 第42、43、44、45項 ②番号法別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険健康室保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8585 大阪府羽曳野市萱田4丁目1番1号 羽曳野市総務部総務課 072-958-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8585 大阪府羽曳野市萱田4丁目1番1号 羽曳野市保健福祉部保険健康室保険年金課 072-958-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	4. ① 法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、82、83、87、93、106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第42、43、44、45項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第25、26条	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、82、83、87、88、93、106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第42、43、44、45項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第25、25条の2、26条	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成28年10月28日	評価実施機関における担当部署	②所属長 保険年金課長 川浦幸次	②所属長 保険年金課長取扱参事 白樫伸浩	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム 5. 国保情報集約システム	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令 第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条	事後	重要な変更には該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、82、83、87、88、93、106項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 (情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第42、43、44、45項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 第25、25条の2、26条	1.情報提供 ①番号法 第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、55条の2 2.情報照会 ①番号法 第19条(利用範囲)第7号 別表第二の第42、43、44、45項 ②番号法別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条	事後	重要な変更には該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	保険年金課長取扱参事 白樫伸浩	保険年金課長	事後	重要な変更には該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
平成31年2月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	重要な変更には該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報提供 ①番号法 第19条(利用範囲)第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、55条の2 2.情報照会 ①番号法 第19条(利用範囲)第7号 別表第二 第42、43、44、45項 ②番号法別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条	1.情報提供 ①番号法 第19条 第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 2.情報照会 ①番号法 第19条 第7号 別表第二 第42、43、44、45項 ②番号法別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年9月4日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和1年10月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者 いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年9月4日 時点	事後	重要な変更該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び羽曳野市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付に関する事務を行う。	羽曳野市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び羽曳野市国民健康保険条例（昭和35年羽曳野市条例第172号）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社会保険加入、脱退等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制（みなし）世帯主に対して、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額を合算して国民健康保険料額（年料額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険料の軽減及び減免を行う。 ・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢受給者証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に羽曳野市は、国民健康保険に関する事務において 情報提供ネット	事前	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム 5. 国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 国民健康保険料システム 7. 滞納整理システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	国民健康保険ファイル	(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル	事前	
令和1年10月23日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条	番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 番号法 第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号法別表第一省令」という。)第24条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法 第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一省令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月23日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報提供 ①番号法 第19条 第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二省令」という。）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 2.情報照会 ①番号法 第19条 第7号 別表第二 第42、43、44、45項 ②番号法別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条	1.情報提供 ①番号法 第19条 第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二省令」という。）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 2.情報照会 ①番号法 第19条 第7号 別表第二 第42、43、44、45項 ②番号法別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和1年10月23日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年9月4日 時点	令和2年9月3日 時点	事後	重要な変更には該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報提供 ①番号法 第19条 第7号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二省令」という。） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 2.情報照会 ①番号法 第19条 第7号 別表第二 第42、43、44、45項 ②番号法別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1.情報提供 ①番号法 第19条 第8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二省令」という。） 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 2.情報照会 ①番号法 第19条 第8号 別表第二 第42、43、44、45項 ②番号法別表第二省令 第25条、第25条の2、第26条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和3年9月3日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年9月3日 時点	令和3年8月5日 時点	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年8月5日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付けられないため